

## 指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

### 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

第1条 医療法人すえひろ会が開設するグループホーム ゆうゆう（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の状態の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

3 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。

4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制

限する行為を行わないものとする。

6 提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

7 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない。

8 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |     |           |               |
|-----|-----------|---------------|
| (1) | 名称        | グループホーム ゆうゆう  |
| (2) | 所在地       | 水俣市塩浜町2丁目19番地 |
| ①   | 本体事業所     | グループホームゆうゆう   |
|     | 所在地       | 水俣市塩浜町2丁目19番地 |
| ②   | サテライト事業所名 | グループホームこうらく   |
|     | 所在地       | 水俣市浜町1丁目12-9  |

(職員の種類、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- |     |   |       |                      |
|-----|---|-------|----------------------|
| (1) | 管理者   | 1名    | (常勤・兼務)              |
|     | 管理社は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。  |       |                      |
| (2) | 計画作成担当者   | 2名    | 各ユニット1名 (常勤・介護職員と兼務) |
|     | 当該事業所の他の介護従事者及び他の居宅サービス等を行うものと連携し<br>当該計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、また、必要に応じて計画<br>の変更を行うものとする。 |       |                      |
| (3) | 介護職員  | 12名以上 | 各ユニット6名以上 (常勤・非常勤)   |
|     | 介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し<br>適切な介助を行う。その内1名は計画作成担当者と兼務する。                       |       |                      |

(利用定員)

第6条 当該事業所の共同生活住居のユニット数及び利用定員は次のとおりとする。

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| ① | ユニット数 | 2ユニット         |
| ② | 利用定員  | 18名 (各ユニット9名) |

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 当該事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対

応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助  
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
- (4) 入浴サービス  
入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- (5) 食事の提供及び介助
- (6) 排泄の介助
- (7) 相談・助言等に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談・助言を行う。

(介護等)

- 第8条 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者との介護事業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第9条 1 当該等事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 2 当該事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難な場合、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 当該事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料)

- 第10条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、そ

の1割から3割の額とし、法定受領分以外の場合には介護報酬上の額とする。

2 当該事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 食材料費・・・1日あたり1800円  
(朝食500円 昼食550円 おやつ100円 夕食650円)
- (2) 家賃・・・1日あたり1000円
- (3) 水道光熱費・・・1日あたり500円  
上記(1)(2)(3)は諸物価の変動等により改定する場合がある。
- (4) その他の費用  
医師の往診等診療に係る費用  
理美容代  
オムツ代  
個人で必要な物品の購入

前項の費用を徴収する場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結)

第11条 当該事業所は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始について入居申込者の同意をえるものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第12条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事は、次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。

- (1) 喫煙は決められた場所で行う。
- (2) 飲酒については、健康上、適度な量とし食堂で行うこと。
- (3) 外出及び外泊の際は必ず事前に申し出ること。
- (4) 面会時間は、午前8時～午後9時までとする。  
(面会時間以外の面会は事前に電話連絡等をおこなうこと。)
- (5) ペットを持ち込んでの入居は、原則として禁止する。
- (6) 体調に異常や異変がある場合は申し出ること。

(7) 他の利用者の迷惑にならないよう従業者の指示に従うこと。

(入退居)

- 第13条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 当該事業所は入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態である者であることの確認をするものとする。
- 3 当該事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同介護事業者、介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。
- 4 当該事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 当該事業所は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 当該事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

7 (退居となる場合)

利用者が自立の認定を受けたとき。

利用者が死亡したとき。

利用者が医療機関での30日以上入院が必要と診断されたとき。

利用者が他の介護保険施設への入所が決定したとき。

利用者、事業所の一方または双方が本運営規程に定める契約内容を履行できなくなったとき。

(入退居の記録)

- 第14条 当該事業所は、利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては、退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

(受給資格等の確認)

第15条 1 当該事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

2 当該事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(要介護認定申請に係る援助)

第16条 1 当該事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護または要支援認定等を受けていない利用者については、要介護・要支援認定等申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。

2 当該事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護または要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けているよう要介護または要支援認定等の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第17条 1 当該事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するため具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容について説明するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画にあたっては、多様な活動の確保に努める。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応

型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

(定員の遵守)

第18条 当該事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(緊急時等における対応方法および協力医療機関)

第19条 1 サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が応じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関・協力歯科医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

2 当該事業所は、利用書の急変及び緊急時に備えるため、協力医療機関・協力歯科医療機関を次のとおり定める。

協力医療機関

① 名 称 湧上クリニック

所在地 水俣市塩浜町2番47号

② 名 称 介護医療院ふちがみ

所在地 水俣市塩浜町2番19号

協力歯科医療機関

名 称 深水歯科医院

所在地 水俣市浜町2-3-28

(事故発生時の対応)

第20条 1 当該事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当該事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第21条 1 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者

の非難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 非害災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第22条 1 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第23条 1 当該事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように措置を講ずる。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 当該事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

1 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

2 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第25条 1 当該事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所からの退居者を紹



介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(調査等への協力)

第26条 当該事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指示又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

第27条 当該事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区別する。

(記録の整理)

第28条 1 当該事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。  
2 当該事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その締結の日から5年間保存する。

(秘密保持)

第29条 1 当該事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。  
2 当該事業所は、従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。  
3 当該事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(虐待防止に関する事項)

第30条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。  
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し

て行う事ができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第31条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人すえひろ会と当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成23年2月1日より実地する。

この規定は、平成27年8月1日より一部変更、および実施する。

この規程は、令和元年11月20日より一部変更、および実施する。

この規定は、令和4年4月1日より一部変更、及び実施する。

この規定は、令和5年4月1日より一部変更、及び実施する。

この規定は、令和6年4月1日より一部変更、及び実施する。